

任意継続被保険者の皆様へのお知らせ

1. 標準報酬月額の上限額の変更について

令和 2 年度の健康保険の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限を、
28 万円から 30 万円に変更いたします。

このため、上限額に該当される方は保険料額が変更となります。

- ・ 標準報酬月額上限の変更 ※介護保険料は 40 歳以上 65 歳未満までの方が対象です。

変更前 (平成 31 年 4 月~令和 2 年 3 月) 標準報酬月額 <u>28</u> 万円	変更後 (令和 2 年 4 月~令和 3 年 3 月) 標準報酬月額 <u>30</u> 万円
保険料 31,920 円(介護保険料有)	保険料 34,200 円(介護保険料有)
保険料 26,880 円(介護保険料無)	保険料 28,800 円(介護保険料無)

●任意継続被保険者の上限額の決め方

前年の 9 月 30 日現在における、当組合の全被保険者の標準報酬月額（収入月額）
の平均額

●任意継続被保険者の標準報酬月額の決定方法

健康保険法により次の①か②のいずれかの少ない額と規定されています。

- ① 資格を喪失した時の標準報酬月額
- ② 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限（令和 2 年度：30 万円）

2. 保険料額の確認と納付書の発送時期等について

○保険料額については、上記①か②に保険料率 9.6%(40 歳以上 65 歳未満の方は介護保険料率 1.8%を別途加算)を乗じた金額となりますので、納付書にてご確認をお願いいたします。

○令和 2 年 4 月以降の健康保険料の納付書の発送時期は、3 月上旬ごろを予定しております。

○なお、来年度（令和 2 年 4 月）以降の、任意継続を希望されない場合は、納付書と一緒に同封する「任意継続被保険者 4 月喪失届」を郵送にてご返送いただきますようお願いいたします。

※上記記載の保険料率及び介護保険料率は、令和元年度時点のものとなります。

令和 2 年度の保険料率及び介護保険料率につきましては令和 2 年 3 月 19 日以降、組合会議決承認後、お知らせいたします。